

第1回知的創造サイクル専門調査会

知的財産推進計画

更なる強化に向けて

2005年11月2日

キヤノン株式会社

常務取締役

知的財産法務本部

本部長

田中 信義

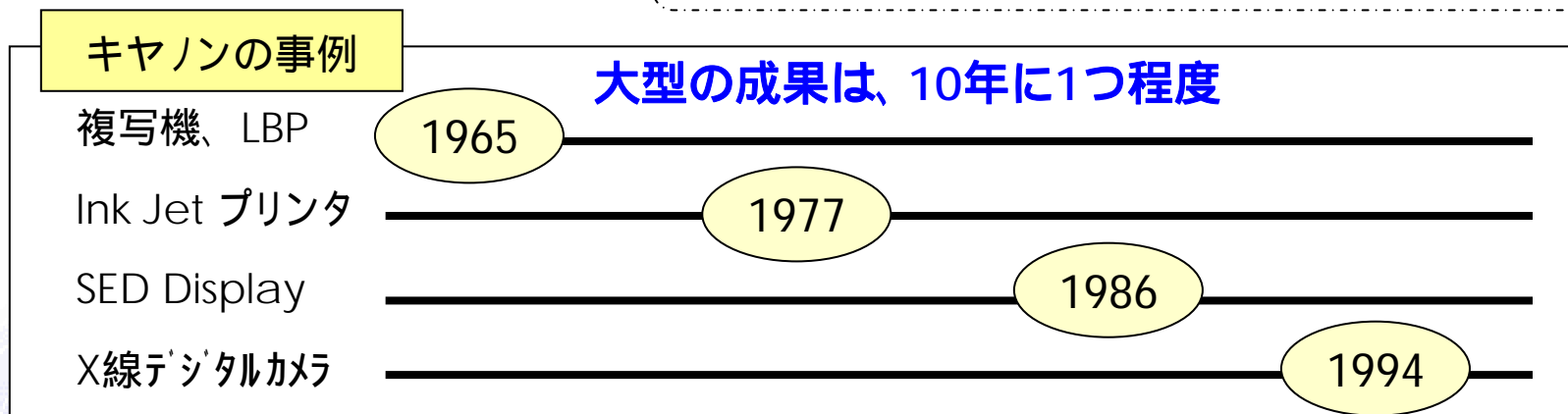
各界の努力により、我が国の知的財産制度は、
急速に整備されてきた

「知的財産推進計画2006」の策定にあたっては
継続的な制度整備を進めると共に、
実体調査を行い、遅れた部分の加速を図る必要がある

全ての知的財産制度は、国際的な関連性を持つことを認識し
国内の制度整備に加え、
国際間の調和に力を注ぐ必要がある

基本特許が少ない

Dupont、P&G等、米国の優れた企業は、
自社で生み出した技術をベースに事業展開



産学連携のための環境整備

先端技術研究本部 ; 基礎技術開発強化

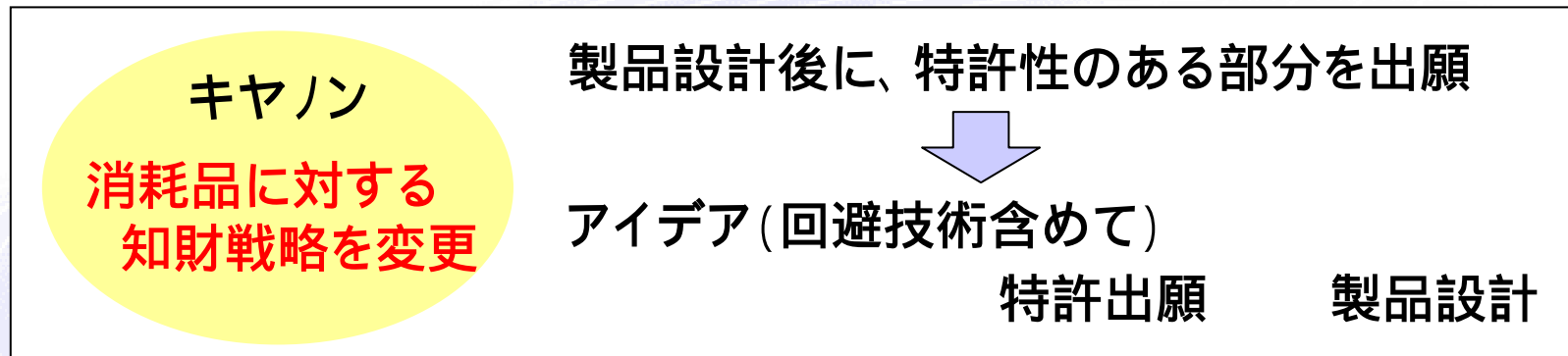
- ・ 最先端のコンピュータ、計測機器、分析機器等を配備し、
これらをオープン使用
- ・ 連携のための部屋(4室)準備、連携のためのマニュアル整備等
- ・ 研究開発投資の増額 (売上高比 8% 10%へ)

大学と企業の研究者の交流促進による実用化加速

- ・ 継続的な努力と支援が必要(すぐ成果がでるわけではない)

技術の進歩と共に、「模倣品」から「サードパーティ品」へ移行
【商標、意匠権行使】から【特許権行使】へ

権利行使を前提とした特許権取得



インフォースメント
面での課題

- 1. 国内 ; 権利の不安定性 ...
無効審判において約半数が無効となっている
- 2. アジア ; 司法制度整備の働きかけ

- ・ 上記の問題、及び水際問題に対処するため、国際間の協力関係を加速
- ・ インターネット環境では、「個人」が簡易に「業」を行える
(社会のパラダイムシフト)

模倣品、海賊版の個人輸入、個人所持、輸出の禁止

1. 審査の迅速化への取組強化
 - ・ 任期付審査官(5年間、100名/年)を06年以降も継続的に採用し、審査待ち期間の短縮化
2. 「厳密な審査」の維持・強化
 - ・ 権利行使機会の増大に対応するために、安定した権利の確保(無効審判に耐える権利)
3. 審査請求件数の増大に対し、先行技術調査を容易に行えるツール(検索システム)等の充実

特許出願による技術流出

量から質への転換の必要性

【背景】： 補正の厳格化、審査請求期間7年 3年、権利行使機会の増大
大量の出願(技術公開)への対応策
先使用权の改善 (国内の制度整備だけでなく、国際間協力が必要)

EMS等の活用により、メーカーが次第に研究開発部門を持った高級商社へ
研究開発をし、アジアの企業に生産委託；生産委託契約問題等

海外生産会社等からの流出

海外生産会社に対するルールの策定

(日本の良さを維持しながら、人の流動性の高い社会への対処)

- ・ キーパーツ、キーデバイスは本社事業部にて管理
- ・ 日本人赴任者への機密管理研修
- ・ 機密情報の取扱ルール整備(アクセス管理等)
- ・ 従業員等との契約、見学ルートの整備

強化

産学官の研究開発プログラムにおける国際標準化への取組強化

初期段階から国際標準化のプロセスを熟知した組織/人材と連携し、プロジェクトごとの具体的な標準化戦略を検討・推進する仕組みを整備

デファクト標準化活動に対する支援強化

産業競争力の強化を図る技術分野に関しては、
フォーラム、コンソーシアム等で作成されているデファクト標準を、
デジュール標準にするための支援策を強化

国際標準に関わる特許問題に対応する為の国際的な制度構築

WIPOやWTO TRIPS等の国際的な場で、「国際標準と特許問題」に
ついての考え方や制度についても検討を加速すべき